

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一六号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定並びに地域手当の新設及び調整手当の廃止等を行うおとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行う。
- 二、地域手当を新設するとともに調整手当を廃止する。
- 三、常勤の委員等に支給する日額手当の限度額について、内閣総理大臣等の給与改定に準じて引き下げる。
- 四、二千五年日本国際博覧会政府代表の俸給月額を、内閣総理大臣等の給与改定に準じて引き下げる。
- 五、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、地域手当を新設するとともに調整手当を廃止する等の改正については、平成十八年四月一日から施行する。